

聖籠町教育委員会告示第1号

聖籠町学校給食費の徴収に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月29日

聖籠町教育委員会教育長 伊藤 順治

聖籠町学校給食費の徴収に関する要綱の一部を改正する告示  
聖籠町学校給食費の徴収に関する要綱（平成14年聖籠町教委告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（給食費の減額）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日数に前条第1項各号に規定する1食当たりの給食費を乗じて得た額を減額することができる。

（1） 病気又は事故その他の事由により引き続き5日以上欠食した場合 当該欠食した日数

（2） 学校行事等により欠食した場合 当該欠食した日数

2 給食費の減額を受けようとする者は、欠食を開始する日の7日前までに学校長等を経由して教育委員会へ申し出るものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。